

主 文
原判決中被告人らに関する部分を破棄する。
被告人らはいずれも無罪。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小谷野三郎、同中島通子、同金子光邦、同大塚一男および各被告人がそれぞれ（但し、被告人Aと同A1は連名で）提出した控訴趣意書ならびに弁護人大塚一男、同伊達秋雄が提出した控訴趣意補充書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ところで、右の各論旨を総括すると、原審の訴訟手続の法令違反、理由不備、法令の解釈適用の誤り、判例違反、憲法違反、事実誤認等多岐にわたっているけれども、本件においてなかつ最も重要な論旨はなんといつても事実誤認の主張であり、かつ当裁判所の後記結論にかんがみれば、他の論旨に対する判断をなすことなく端的にこの点につき判断してもなんら妨げのない事案であると考へられるので、以下、記録を精査し、かつ当審における事実の取調の結果を参酌して、この点を中心として判断を示すこととする。

そこで、まず一件記録に当審における事実の取調の結果を総合すると、次の諸事実が認められる。すなわち、昭和四二年四月一五日には施行された長野県議員選挙に際し、飯山市・下水内郡の選挙区から無所属ではあるが革新系候補としてBが同年三月三十一日選挙の告示の日立候補の届出をし、選挙事務所を飯山市大字a所在のC旅館に設けて選挙活動に従事したが開票の結果落選したと、右立候補の届出前である同月二六日C旅館に約三〇名の同志の者が参集して選挙対策本部構成会議が開催され、Dが司会し、D1が議長となり、まず先任の県議員D2がB候補を推薦する言葉を述べたのに続き、Bが立候補の決意を表明する挨拶があつたのち、選挙対策本部を構成する役員を選出が行なわれ、その中で、選挙対策本部の責任者に右D2、副責任者にD1およびD3、事務局局長にD、出納責任者にD4、その下にあつて実質上出納の衝に当る副責任者に候補者と姻戚関係にある被告人A2、地域対策部長に市議会議員の経歴をもちE党飯水総支部副支部長の地位にある被告人A3、遊説部長に市議会議員、E党飯水総支部事務局長の地位にある被告人A4、情報宣伝部長にD5、農民対策部長に市議会議員の被告人A5、総務部長にD6、企画部長に木島村収入役・助役を経て市議会議員であつた原審相被告人A6がそれぞれ選出されるとともに、同選挙区が山間の積雪地帯で交通不便な広い地域にわたつているところから、従前の国会議員選挙、県議会議員選挙等の先例に従い、各地区の責任者を指命して末端の選挙運動の推進をはかるための方策がとられたこと、すなわち、b地区は元教員で村議会議員であるとともに候補者として姻戚関係にある原審相被告人A7およびその教え子でb地区選対の書記長格である被告人A8が、c地区は前記被告人A4が、d地区は市議会議員でE党飯水支部所属の被告人A9が、e地区は市議会議員の被告人A10が、f地区は市議会議員の被告人A5が、g地区は国会議員Fの後援会であるG会の同地区における責任者の地位にある被告人A11が、h地区は前記原審相被告人A6が、i地区は原審相被告人A12が、j地区は村議会議員の被告人A1が、k地区は村議会議員の被告人Aがそれぞれ指命されて右会議は終つたこと、そして、終るに際し被告人A2の求めにより地区責任者に指名された者だけは会場からほど近い同市大字a1番地の被告人A2方に集まり、そこで被告人A3の趣旨説明があつて同A2から被告人A11、同A4、同A5、同A10、同A9、同A1、原審相被告人A6、同A7にそれぞれ現金一万円が手渡され、なお右A1には当日欠席した被告人Aに渡す分として現金一万円が合わせて交付されたが、右金員は被告人A2がかねてB候補から供託金三万円を含め選挙資金として渡されていた金一三万円の中から交付されたものであることが認められる。

一 ところで、原判決の認定するところによれば右の現金各一万円は、被告人A3および同A2が共謀の上同選挙の選挙人でありかつ選挙運動者である前記被告人A11らに対し、B候補のため選挙運動を依頼し、その報酬および費用としてそれぞれ包括的不可分に供与したまたは供与の目的で交付したもので、これを受け取つた被告人らはそれぞれ右の趣旨を了して供与または交付を受けたものであるというのであるが、これに対して、論旨は、右金員の授受は、もつぱら選挙運動の費用の概算前渡しであるといふので、まず右金員授受の趣旨につき考えてみるのに、一件記録によれば、右の事実の関係被告人らは本件の捜査段階においていずれも右の金員授受の趣旨が原判決のようなものであつたことを自白しているものであり、このことと、この金員を受領した者の中にはその後その一部を自己の税金や保険料の支払い

号同年一二月五日第五刑事部判決、刑集一五卷一五五七頁参照)。したがって、原
判決がこれを立候補届出前の選挙運動にあたるものと解するほかはない。原
受の趣旨を原判示のように誤認したためである。被告A8が、(一)昭和四二年四月
五日さらに、原判示第三の事実、すなわち被告A7が、(一)昭和四二年四月
一日ころ自宅において、B候補の選挙運動者であるA7から同候補者の選挙運動を
依頼され、その報酬および費用として供与されること知情を知らず、妻一子を
介し現金五〇〇〇円の供与を受け、(二)同月一日ころA7方において、同人よ
り右趣旨で供与されること知情を知らず現金一〇〇〇円の供与を受けたとの事
実について、弁護人および被告人本人は、(二)の現金一〇〇〇円については全く
授受の事実がない、(一)の現金五〇〇〇円については選挙運動のための費用の前
渡しを受けて保管していたものであるというので考えてみるのに、まず(二)の現
金一〇〇〇円については、原判決が証拠とした被告A8および原審相被告人A7
の検察官に対する各供述調書によれば金員の授受および趣旨において原判決の認定
に副う供述が存在するけれども、原審における被告A8の公判供述によれば、自
分は選挙運動期間中しばしば飯山市のB候補の選挙事務所まで票読みなど選挙情勢
の報告や連絡に赴いたのであるが、昭和四二年四月一日ころ前記の選挙事務所
事務局長のDから五、六回分の旅費として一〇〇〇円を受取つたことは間違いなく
けれども、同日ころ右A7から同人宅において金一〇〇〇円を受取つた事実は全く
ない、この点につき捜査段階においては、極力否定したのであるが、捜査官からA
7は君に渡したといっているといわれて心ならずも事実を認めざるをえなかつたも
のである旨弁解し、右弁解は供述の前後の関係等からみて一概に排斥しえないもの
があると認められるところ、A7が死亡している現在においては、もはやそれ以上
この点を明らかにするに由なく、結局、右の金一〇〇〇円については、授受そのも
のについて十分な心証を得ることが困難である。次に、前記(一)の現金五〇〇〇
円については、金員の授受自体に争いはないところ、一件記録に当審における事実
の取調の結果を総合すれば、前記三月二六日C旅館において開催された選挙対策本
部構成会議には被告人A8もb地区選対の書記長格として、右会議において同地区
責任者に指命されるにいたつた前記A7およびほかにもLとともに出席し、これに続
く被告人A2方における会合にも一時居合わせた後、右三名が同じ汽車で帰宅した
ものであること、b地区は旧o部落(西部・東部)と旧p部落とが合してできた地
区であるが、A7が受領してきた一万円については、すでに車中においてA7から
うち半分の五〇〇〇円をp地区に渡す話しを聞いており、四月一日被告人A8の留
守中にA7がポスターとともに金五〇〇〇円を持参し、A8の妻一子がそれを受け
取つたこと、被告人A8はそれをp地区の選対責任者D3方に持参して同地区の運
動資金として伝達しようとしたところ、同人からp地区でかかつた分は後日請求す
るからこの金は預つておいてくれといわれて被告人A8はそれを自宅に持ち帰り、
うち二〇〇〇円を一時母に使わせたことはあるけれども直ちに回収して全額を自ら
保管していたと認められるのであるから、以上の経緯にかんがみれば、右の金五〇
〇〇円も前記被告人A11らの金一万円の場合と同様、選挙運動のための費用の概
算前渡しの趣旨で授受された疑いが強く、とうてい原判示のような趣旨のものとは
認定しがたいから、原判決の右認定部分も事実誤認があるといわざるをえない。
以上に説明したとおり、原判決中被告人らに関する部分にはその認定した全事実
につき事実の誤認があるわけであり、この誤認が判決に影響を及ぼすことは明ら
かであるから、その他の論旨に対する判断を省略して刑訴法三九七条一項・三八二
条により原判決中被告人らに関する部分を破棄し、同法四〇〇条但書を適用して被
告人らに対する被告事件につきさらに判決するの、被告人らに対する本件公訴事
実はすでに説示したところから明らかなようにいずれもその犯罪の証明がないこと
と帰着するから、被告人らに対し同法三三六条後段により無罪の言渡しをすること
とする。

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 中野次雄 判事 寺尾正二 判事 粕谷俊治)